

# マレーシアにおいて OI モデル契約 書 ver2.0 共同研究開発契約書（新 素材編、AI 編）を活用するに際し ての留意点



Ram Caroline Sha & Syah  
(formerly known as RamRais & Partners)

Anita Kaur Gerewal  
パートナー 弁護士

アニタは、特許、商標、工業意匠代理人の資格を持ち、さまざまな知的財産問題の解決に関して 18 年の経験を有しており、マレーシアにおける画期的な知的財産事件の解決に携わってきた。アニタはまた、フランチャイズ化、機密情報の侵害、ライセンスおよび技術移転契約、コンピュータおよびソフトウェア契約、ドメイン名紛争、ゲームおよび食品規制、個人データ保護およびプライバシー法に関する問題についてもアドバイスをを行っている。また、アニタは、Lexis Practical Guidance 商用モジュールの著作権に関する章を執筆した。

## 【概要】

本稿では、本契約書を作成する際にマレーシアの観点から考慮する必要があると思われる情報と、一般的に受け入れられ、マレーシアの法律に準拠した契約書の追加条項として推奨される条項に焦点を当て、提言を行う。

## 【詳細及び留意点】

### 1. ジョイント・ベンチャーの取り決め

2 つの企業が研究開発（R&D）と生産・販売を行うためにジョイント・ベンチャーを設立する場合、マレーシアでは、法人設立型ジョイント・ベンチャーと非法人設立型ジョイント・ベンチャーの 2 種類のジョイント・ベンチャーがあることに留意する必要がある。

法人設立型ジョイント・ベンチャーは、新たな法人を設立する必要があるが、非法人設立型のジョイント・ベンチャーは、ジョイント・ベンチャー当事者の既存の法的地位と、主要なジョイント・ベンチャー契約に定められたそれぞれの義務に基づいて運営され、この目的のために別個の法人を設立する必要はない。

本稿に係る契約書は、後者の場合に利用できる。

## 2. 契約締結時に考慮すべき一般条項と情報

### 2-1. 当事者とデューデリジェンスの特定

契約において、当事者を正確に特定することは極めて重要である。当事者の氏名・名称、現住所を確認するために、公的な調査を行う必要がある。これらの情報は、契約書の冒頭に記載する。

マレーシアには、以下の 7 種類の事業体がある。

- ・ 個人事業主
- ・ 事業組合
- ・ 非公開有限会社
- ・ 公開有限会社
- ・ 無制限会社
- ・ 外国企業
- ・ 有限責任事業組合

2016 年マレーシア会社法に基づき、外国企業は、外国企業として登録されない限り、マレーシア国内で事業を行うことが禁止されている。外国企業として登録するか、またはマレーシア会社登記所<sup>1</sup>に現地法人を設立することで事業を行うことができる。

当事者の一方が現地企業である場合、2016 年マレーシア会社法を遵守するために、マレーシアで設立された会社の取締役のうち少なくとも 1 人はマレーシアに居住地を持つマレーシア国民でなければならない。支払うべき利益税の額は、居住会社と非居住会社で異なる。

契約の内容は、通常、事業体の種類に関係なく、同じである。

### 2-2. 開始日

発効日とされる日付は、開始日（Commencement date or Start date）と記載

---

<sup>1</sup> マレーシア会社登記所（Companies Commission of Malaysia）<https://www.ssm.com.my/Pages/Home.aspx>

（JETRO 紹介情報：[https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest\\_09.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_09.html)）

され、契約が法的効力を持つことになる日付を指し、この日付が契約日および／または署名日と異なる場合は、具体的かつ明確に示さなければならない。

### 2-3. 契約の署名と締結

一般的な慣行として、署名欄には署名者の氏名、身分証明書（外国人の場合はパスポート）の詳細、会社を代表して署名する場合は組織内での役職、および／または署名日を記載する。

当事者が組織（事業体）の場合、契約書は、締結のために与えられた権限に応じて、組織を代表して一人または複数の代表者が署名する必要がある。

マレーシアでは、2006年電子商取引法（Electronic Commerce Act 2006、ECA）に基づき、以下の要件を満たせば、電子署名が法的に認められている<sup>2</sup>。

- (a) 電子メッセージに添付されている、または、論理的に関連付けられている。
- (b) 本人を適切に識別し、署名が関連する情報に対する本人の承認を示す。
- (c) 署名が必要とされる目的、および状況を考慮し、適切な信頼性を有する。

### 2-4. 印紙税

マレーシアでは、印紙税は、1949年印紙法（Stamp Act 1949）第1表（あらゆる種類の契約書を含む。）に規定された様々な書面に対して課される税金である。

マレーシア国内で締結された契約書の場合は、締結後30日以内に押印する必要があり、マレーシア国外で締結された場合は、マレーシアで最初に受領されてから30日以内に押印する必要がある。

押印の遅延には罰金が課され、遅延期間により異なるが、罰金の上限は100リンギット、または不足税額の20%のいずれか高い方となる。

押印がなされていない、または押印が不十分な文書は、法廷において証拠として認められず、また公務員によってとり扱われることもない<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> Yam Kong Seng & Anor v Yee Weng Kai [2014] 4 MLJ 478 <https://www.malikiintia.com.my/doc/yam-kong-seng.pdf>（添付資料1）

<sup>3</sup> Malayan Banking Bhd v Agencies Service Bureau Sdn Bhd & Ors (1982) 1 MLJ 198（添付資料2）

### 3. 追加が推奨される条項

#### 3-1. 通知条項

一方の当事者が他方の当事者に提供すべき通知の方法と形式を記載する通知条項を推奨する。通知条項には、ファックス、電子メール、郵便が相手方当事者によって受領されたとみなされる場合の例や指示が記載され、特定の状況において通知の送達や受領を確実にするためには、この通知条項に従う必要がある。これは、将来的に技術的な問題で争うことを避けるためである。

##### ・通知条項の例（電子メールの場合）

Whenever this contract requires or allows Notice, the Notice must:

- (a) be written;
- (b) state with reasonable certainty the information being communicated;
- (c) be electronically signed by, a person authorised to issue Notice on behalf of the Party issuing Notice;
- (d) be dispatched by email;
- (e) be dispatched, from the designated email address of the Party issuing Notice, to the designated email address of the other Party.

Every Notice will be deemed to have been served when, the email through which it is dispatched leaves the computer system of the person issuing Notice.

The designated email addresses of the Parties are:

Party A:

Party B:

(参考訳)

本契約が通知を必要とする、または許可する場合、その通知は、以下に従う。

- (a) 文書によること。
- (b) 伝えられる情報を合理的な確実性をもって記載すること。
- (c) 通知を発行する当事者に代わって通知を発行する権限を有する人物により電子署名されること。
- (d) 電子メールで発送されること。
- (e) 通知を発行する当事者の指定電子メールアドレスから、相手方当事者の指定電子メールアドレスに送信されること。

すべての通知は、それを発信したコンピュータシステムから電子メールが送信されたときに送達されたものとみなす。

両当事者の指定電子メールアドレスは、以下のとおりである。

当事者 A :

当事者 B:

### 3-2. 不可抗力条項

当事者が不可抗力を主張するためには、契約書に不可抗力条項が記載されている必要がある<sup>4</sup>。

マレーシア契約法には、「不可抗力」の定義はない。また、マレーシアの法律には、当事者が不可抗力事由、つまり、特定の外部事象が契約上の履行を中止したり、当事者を契約上の責任から解放したりする効果をもたらす可能性があることを禁じる規制はない。したがって、不可抗力条項は、契約書に明確に記載されている場

<sup>4</sup> BIG Industrial Gas Sdn Bhd v Pan Wijaya Property Sdn Bhd and Another Appeal [2018] 3 MLJ 326 (添付資料 3)

合にのみ使用できる<sup>5</sup>。

・ 不可抗力条項の例-1

The Party affected by Force Majeure shall not assume any liability under this Agreement.

However, subject to the Party affected by Force Majeure having taken its reasonable and practicable efforts to perform this Agreement, the Party claiming for exemption of the liabilities may only be exempted from performing such liability as within limitation of the part performance delayed or prevented by Force Majeure.

Once causes for such exemption of liabilities are rectified and remedied, both parties agree to resume performance of this Agreement with their best efforts.

(参考訳)

不可抗力の影響を受けた当事者は、本契約に基づく責任を負わないものとする。

ただし、不可抗力の影響を受けた当事者が本契約を履行するために合理的かつ実行可能な努力をしたことを条件として、責任の免除を請求する当事者は、不可抗力によって遅延または妨げられた部分の履行の範囲内でのみ、責任の履行を免除されるものとする。

かかる債務の免除の原因が是正され、改善された場合、両当事者は、最善の努力をもって本契約の履行を再開することに同意する。

・ 不可抗力条項の例-2

No Party shall be liable or responsible to the other Party, nor be deemed to have defaulted under or breached this Agreement, for any failure or delay in fulfilling or performing any term of this Agreement (except for

<sup>5</sup> Gogung Fusion Restaurant (KLCC) Sdn Bhd & Ors v Suria KLCC Sdn Bhd [2021] MLJU 2345 (添付資料4)

any obligations to make previously owed payments to the other Party hereunder) when and to the extent such failure or delay is caused by or results from acts beyond the impacted Party's ("Impacted Party") reasonable control, including, without limitation, the following force majeure events ("Force Majeure Event(s)") that frustrates the purpose of this Agreement:

- (a) acts of God;
- (b) flood, fire, earthquake or explosion;
- (c) war, invasion, hostilities (whether war is declared or not), terrorist threats or acts, riot or other civil unrest;
- (d) government order or law;
- (e) actions, embargoes or blockades in effect on or after the date of this Agreement;
- (f) action by any governmental authority;
- (g) national or regional emergency;
- (h) strikes, labor stoppages or slowdowns or other industrial disturbances;
- (i) epidemic, pandemic or similar influenza or bacterial infection;
- (j) emergency state;
- (k) shortage of adequate medical supplies and equipment;
- (l) shortage of power or transportation facilities; and
- (m) other similar events beyond the reasonable control of the Impacted Party.

(参考訳)

いずれの当事者も、本契約のいずれかの条項（本契約に基づき他方の当事者に対して以前に支払わなければならなかった支払いを行う義務を除く）の履行または履行の不履行または遅延について、他方の当事者に対して責任または義務を負うものではなく、また、本契約の目的を挫折させる不可抗力事象（以下の「不可抗力事象（複数可）」を含むがこれに限定されない、）の影響を受けた当事者（「影

響を受けた当事者」)の合理的な支配を超える行為に起因または結果として生じる場合、本契約の不履行または違反があったとはみなされないものとする。

- (a) 天変地異
- (b) 洪水、火災、地震又は爆発
- (c) 戦争、侵略、敵対行為（戦争が宣言されているか否かを問わない）、テロの脅威または行為、暴動その他の社会不安;
- (d) 政府の命令または法律
- (e) この契約の日付の日以後に効力を有する行為、禁止または封鎖
- (f) 政府当局による措置
- (g) 国または地域の緊急事態
- (h) ストライキ、労働の停止、怠業その他の産業上の騒乱
- (i) 流行病、流行病その他これらに類するインフルエンザまたは細菌による感染症
- (j) 緊急事態
- (k) 十分な医薬品および医療機器の不足
- (l) 電力または輸送のための施設の不足
- (m) 影響を受ける当事者の合理的な制御を超えたその他の類似の事象。

### 3-3. 仲裁条項

紛争が生じた場合、合併事業の当事者は、友好的かつ内密に解決することを望む場合がある。仲裁（特定の仲裁センター）に付託することは、仲裁が裁判所よりも費用がかからず効率的であるため、裁判外紛争解決の一般的な方法である。

#### ・仲裁条項の例

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the \_\_\_\_\_ in accordance with the Arbitration Rules of the \_\_\_\_\_ for



the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

(参考訳)

本契約の存在、有効性または終了に関する問題を含め、本契約に起因する、または本契約に関連する紛争は、\_\_\_\_\_の仲裁規則に従い、\_\_\_\_\_によって管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、この規則は参照により本条項に組み込まれるものとみなされる。

#### 4. 推奨される改善点 - 法律等への参照

すべての法律、特定の法規、規則等への参照は、マレーシアで強制力があることを保証するために、「または、他国の対応する法律規定による」という語句を含むように修正されるべきである。

### 5. 留意点

#### 5-1. 営業秘密

マレーシアには、営業秘密を規定する特定の法令はない。営業秘密は、秘密情報侵害の不正行為に基づくコモンローの下で保護されるか、あるいは、契約違反がある場合には、その契約違反によって保護される。

#### 5-2. 競業禁止条項（新素材編契約書第14条）

1950年契約法第28条は、以下の3つの例外のいずれかに該当しない限り、すべての取引制限条項、または競業禁止条項は、一応無効であると定めている。

例外1：ある事業の営業権を売却する者は、買主または買主から営業権の所有権を譲り受けた者がそこで同様の事業を営む限り、特定の地域的範囲内で同様の事業を営まないことに買主と合意することができる。

ただし、そのような制限は、解散前のパートナー間において合意した事業の性質を考慮し、裁判所にとって合理的であるとみなされる場合に限る。

例外 2: パートナーは、パートナーシップの解散に際して、または解散を予期して、その一部または全員が、例外 1 で言及された地域的範囲内において、またはパートナーシップの継続中に、パートナーシップと同様の事業を行わないように合意することができる。

例外 3: パートナーは、その一部または全員が、パートナーシップの存続中、パートナーシップ事業以外のいかなる事業も行わないことに合意することができる。

裁判所は、上記の例外を考慮することに加え、その条項や合意が単に取引の行使方法を制限するものであるかどうか<sup>6</sup>も考慮する。

#### 【ソース】

- ・ 特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ 2016 年マレーシア会社法 (Laws of Malaysia Act777 Company Act 2016)

[https://www.ssm.com.my/Pages/Legal\\_Framework/Companies%20-Act%20-1965-\(Repealed\)/aktabi\\_20160915\\_companiesact2016act777\\_0.pdf](https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Companies%20-Act%20-1965-(Repealed)/aktabi_20160915_companiesact2016act777_0.pdf)

- ・ 2006 年電子商取引法 (Laws of Malaysia Act658 Electronic Commerce Act 2006)

[http://www.commonlii.org/my/legis/consol\\_act/eca2006182/](http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/eca2006182/)

- ・ 1949 年印紙法 (Laws of Malaysia Act378 Stamp Act 1949)

[https://phl.hasil.gov.my/pdf/pdfam/Stamp\\_Act\\_1949\\_as\\_at\\_01072014.pdf](https://phl.hasil.gov.my/pdf/pdfam/Stamp_Act_1949_as_at_01072014.pdf)

- ・ 1974 年改正 1950 年マレーシア契約法 (Laws of Malaysia Reprint Act 136 Contracts Act 1950 (Revised 1974))

[http://www.commonlii.org/my/legis/consol\\_act/ca19501974200/](http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/ca19501974200/)

<sup>6</sup> The Hua Khiow Steamship Co. Ltd v Chop Guan Hin [1930] 1 MC 175 (添付資料 5)

## ・添付資料 1

[https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/1\\_\\_Yam-Kong-Seng-Anor-v-Yee-Weng-Kai-2014-4-MLJ-478.pdf](https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/1__Yam-Kong-Seng-Anor-v-Yee-Weng-Kai-2014-4-MLJ-478.pdf)

## ・添付資料 2

[https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/2\\_\\_MALAYAN-BANKING-BHD-v-AGENCIES-SERVICE-BUREAU-SDN-BHD-ORS.pdf](https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/2__MALAYAN-BANKING-BHD-v-AGENCIES-SERVICE-BUREAU-SDN-BHD-ORS.pdf)

## ・添付資料 3

[https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/3\\_\\_BIG-Industrial-Gas-Sdn-Bhd-v-Pan-Wijaya-Property-Sdn-Bhd-and-another-appeal.pdf](https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/3__BIG-Industrial-Gas-Sdn-Bhd-v-Pan-Wijaya-Property-Sdn-Bhd-and-another-appeal.pdf)

## ・添付資料 4

[https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/4\\_\\_Gogung-Fusion-Restaurant-KLCC-Sdn-Bhd-Ors-v-Suria-K.pdf](https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/4__Gogung-Fusion-Restaurant-KLCC-Sdn-Bhd-Ors-v-Suria-K.pdf)

## ・添付資料 5

[https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/5\\_\\_THE-HUA-KHIOW-STEAMSHIP-CO.-LTD.-v-CHOP-GUAN-HIN.-193.pdf](https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/5__THE-HUA-KHIOW-STEAMSHIP-CO.-LTD.-v-CHOP-GUAN-HIN.-193.pdf)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)